



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………三

○都市計画事業の施行……………六

正誤

○令和三年三月三十一日付東京都教育委員会規則第十四号……………六

告示

●東京都告示第七百五十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十七日

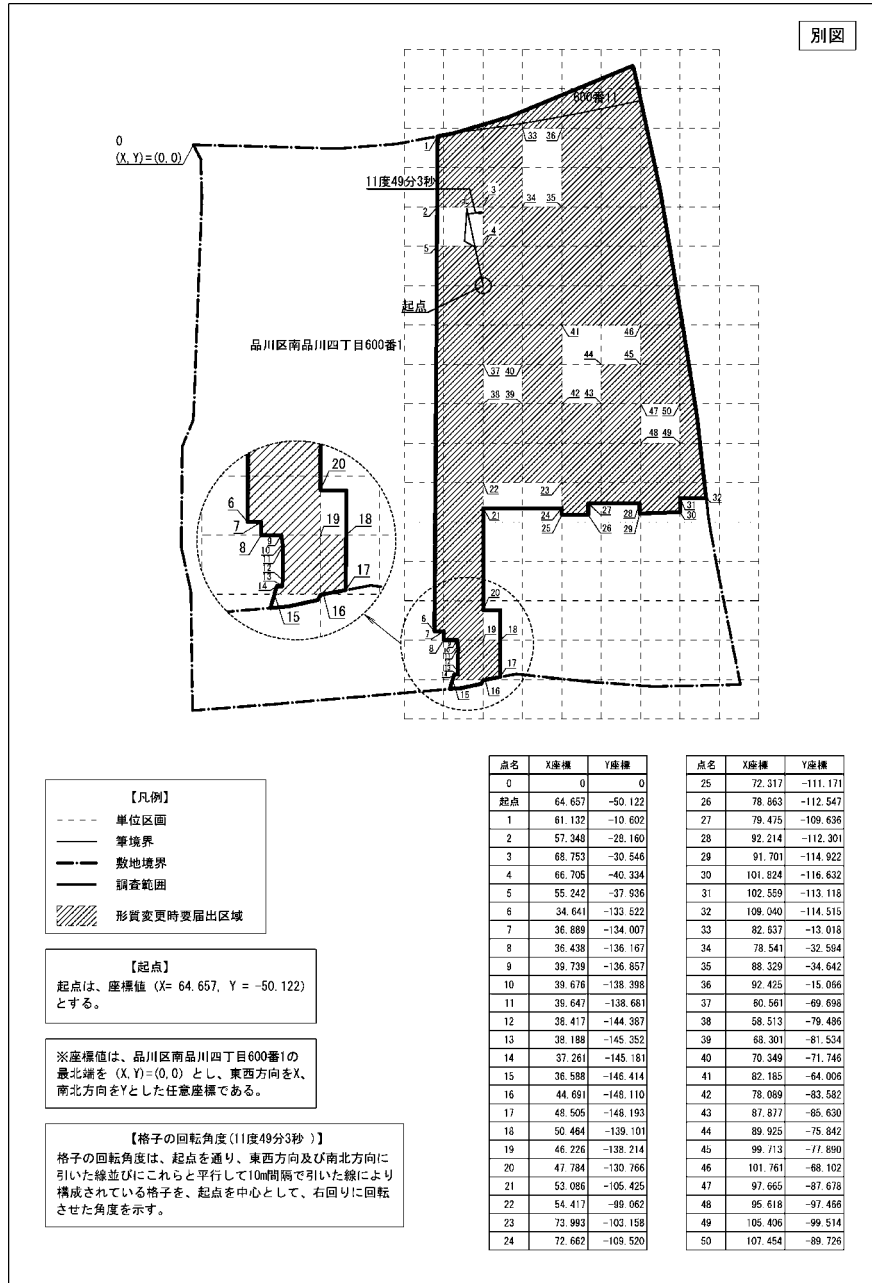
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区南品川四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



●東京都告示第七百五十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十七日

東京都知事 小池百合子

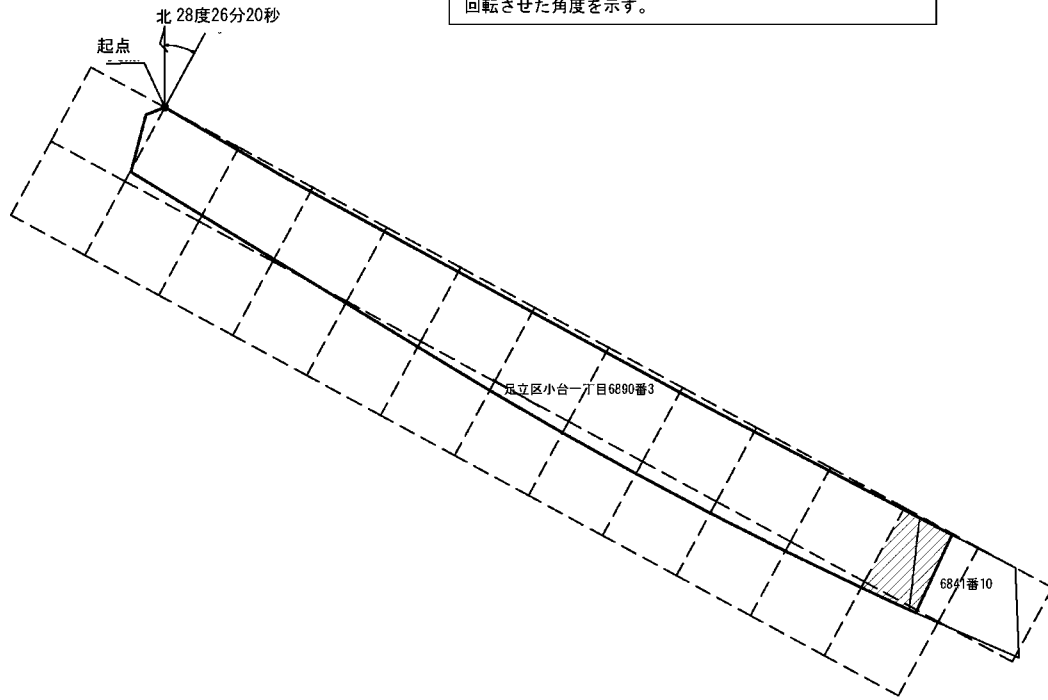
一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(足立区小台一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図

【起点】
 起点は、足立区小台一丁目 6890 番 3 の最北端とする。

【格子の回転角度】 28 度 26 分 20 秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



凡 例

- 調査範囲
- - - 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年五月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年五月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 サンシャインシティ
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか
- 三 設置者名 株式会社サンシャインシティほか 一名
- 四 設置者住所 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社サンシャインシティほか 八名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社サンシャインシティほか 八名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名 株式会社バンダイナムココミュニズメントほか二名

称

八 変更前の小売業者の住所
静岡県静岡市葵区常盤町二丁目二番地の十三(株式会社ヴィノスやまざき)

九 変更後の小売業者の住所
静岡県静岡市葵区常盤町二丁目四番地の二十四(株式会社ヴィノスやまざき)

十 変更前の小売業者の代表者名
萩原 仁(株式会社バンダイナムコアミューズメント) ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名
川崎 寛(株式会社バンダイナムコアミューズメント) ほか

十二 変更日
令和三年四月一日ほか

十三 届出日
令和三年五月十一日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間
令和三年五月二十七日から同年九月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

東武会館・池袋西口民衆駅ビル・東武南館・池袋ターミナルビル

二 店舗所在地

豊島区西池袋一丁目一番二十五号 ほか

三 設置者名

東日本旅客鉄道株式会社ほか二名

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社東武百貨店ほか百二名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社東武百貨店ほか百一名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社ユナイテッドアローズほか十三名

八 変更前の小売業者の住所
渋谷区渋谷二丁目十七番五号(株式会社エレメントルール)

九 変更後の小売業者の住所
港区南青山一丁目一番一号 新青山ビル西館十九階(株式会社エレメントルール)

十 変更前の小売業者の代表者名
竹田 光広(株式会社ユナイテッドアローズ) ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名
松崎 善則(株式会社ユナイテッドアローズ) ほか

十二 変更日
令和三年四月一日ほか

十三 届出日
令和三年五月十四日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間
令和三年五月二十七日から同年九月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

フレんテ笹塚

二 店舗所在地

渋谷区笹塚一丁目四十七番一号

三 設置者名

京王重機整備株式会社

四 設置者住所

渋谷区笹塚一丁目四十七番一号

五 変更前の設置者の氏名又は名称

東宮 秀行

代表者名

越水 陽太郎

六 変更後の設置者の代表者名

七 変更前の小売業者の氏名又は名称
ミネ医薬品株式会社ほか二十一名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称
ミネ医薬品株式会社ほか十八名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社ストライプインターナショナル

十 変更前の小売業者の代表者名
石川 康晴

十一 変更後の小売業者の代表者名
立花 隆央

十二 変更日
令和三年三月三日ほか

十三 届出日
令和三年五月十三日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間
令和三年五月二十七日から同年九月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

フォレストサイドビル

二 店舗所在地

府中市宮町一丁目四十一番地

三 設置者名

株式会社フォルマほか七十九名

四 設置者住所

府中市宮町一丁目四十一番地ほか

五 変更を行った設置者の氏名又は名称

株式会社千代鶴本店ほか

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>者名</p> <p>六 変更前の設置者名 市村 和美ほか</p> <p>七 変更後の設置者名 関 和美ほか</p> <p>八 変更前の設置者住所 府中市矢崎町二丁目十六番地五百二(株式会社とらや)ほか</p> <p>九 変更後の設置者住所 府中市晴見町一丁目二十八番地府中グリーンハイツ五―五百十(株式会社とらや)ほか</p> <p>十 変更前の設置者の代表者名 田中 幸子(株式会社千代鶴本店)ほか</p> <p>十一 変更後の設置者の代表者名 田中 良和(株式会社千代鶴本店)ほか</p> <p>十二 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹ほか三十五名</p> <p>十三 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ノジマほか二十四名</p> <p>十四 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社金子園ほか十一名</p> <p>十五 変更前の小売業者の住所 新宿区新宿一丁目十九番十号(株式会社サ・クロックハウス)ほか</p> <p>十六 変更後の小売業者の住所 中央区築地四丁目一番一号(株式会社サ・クロックハウス)ほか</p> <p>十七 変更前の小売業者の代表者名 市川 元英(株式会社金子園)ほか</p> <p>十八 変更後の小売業者の代表者名 市川 佳男(株式会社金子園)ほか</p> <p>十九 変更日 令和三年五月二十日ほか</p> <p>二十 届出日 令和三年五月十一日</p> <p>二十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p> | <p>二十二号 縦覧期間 令和三年五月二十七日から同年九月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年五月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 令和三年五月二十七日</p> | <p>一 店舗名 フォレストサイドビル</p> <p>二 店舗所在地 府中市宮町一丁目四十一番地</p> <p>三 設置者名 株式会社フォルマほか七十九名</p> <p>四 設置者住所 府中市宮町一丁目四十一番地ほか</p> | <p>五 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社ノジマほか二十四名</p> <p>六 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間二十日に限り午前九時</p> <p>七 変更後の開店時刻 午前九時ほか</p> <p>八 変更前の閉店時刻 午後七時三十分ほか</p> <p>九 変更後の閉店時刻 午後十時ほか</p> <p>十 変更前の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで。ただし、年間二十日に限り午前八時三十分から午後九時三十分までほか</p> <p>十一 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>十二 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後八時まで</p> <p>十三 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p> <p>十四 変更日 令和三年五月二十五日</p> <p>十五 届出日 令和三年五月十一日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 令和三年五月二十七日から同年九月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> |
|--|---|--|--|

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画公園事業の事業計画の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年五月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
備考

東京都市計画公園事業第五・七号
新宿区霞ヶ丘町
令和三年四月二十一日
日関東地方整備局告示第二百二号

正 誤

○令和三年三月三十一日付東京都教育委員会規則第十四号

ページ一段一行一誤一正

増刊37 下 後から

同項第三号ア及び同項第三号ア及び
びウ中 びイ中

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

